

『清実録』中の雲南省南部（シプソンパンナー）・

シヤン州東部・タイ北部関連記事訳注

— 乾隆年間（一） —

井上 進  
加藤 久美子

解題

加藤 久美子

本稿は、『清実録』の乾隆期の記事から、現在の中華人民共和國雲南省南部の西双版纳傣族自治州、ミャンマーのシヤン州東部、タイ国の北部に関連したものを選びだし、訳注をつけたものである。紙数の関係で、今号においては、乾隆三十二年二月十八日（一七六六年三月二十八日）までの記事を取り上げる。

雲南省南部、ミャンマーのシヤン州東部、ラオス北部、タ

イ国北部一帯の山がちな地域は、現在は国境によって四か国に分かれているが、地理的にはひとつながりの地域であると言える（図1参照）。そこに分布する盆地や谷間の小平野には、主にタイムニ族<sup>①</sup>が居住し、ひとつひとつの盆地を基盤としてムンという小国を形成していた。それらタイ族のムンの間では、人々の交流・戦争などの直接的な接触が常時なされてきた。

また、力の強いムンを中心として、複数のムンが連合することもあった。例えば、現在の西双版纳傣族自治州を中心とする地域にあったシプソンパンナーはムン連合国家であり、ムン・ツェンフン（ツェンフン、景洪、図12のa）の支配

者がシブソンパンナー全体をも統括する立場にあった。<sup>(3)</sup> ムン・ツェンフンの支配者は中国からは宣慰使という土司職を、<sup>(4)</sup> ビルマ王朝からもシブソンパンナーの支配者としての称号を与えられ、<sup>(5)</sup> 十六世紀後半からは中国・ビルマの両王朝に従っていた。

中国清朝については、明清交代のあと、初めは雲南南部に中国の直接的支配はごく部分的にしか及んでおらず、土着の非漢族有力者には土司、土官の官職が与えられ、実質上は彼らによる支配が認められていた。一七世紀末になると、土司、土官を廃して官僚を派遣し清の直轄地として支配する（改土帰流）地が増えていく。シブソンパンナー（車里）でも一七二八年から改土帰流が試みられたが、実現はされなかった。代わりに清は、車里北部のタイ族支配者が存在しない地に普洱府を一七二九年に建てた。次いで、タイ族支配者と共存する形で思茅庁を一七三五年に設置して普洱府の下におき、車里のタイ族支配者たちは思茅庁に所属するという形が整えられた。[Kato 1997, 2015, 2018] ここにおいて、現在のシャン州東部からタイ北部へと続く地域は、普洱府の「辺外」という位置づけとなり、中国清朝の当該地域に対する認識も徐々に深まっていくことになる。ただ、少なくとも一七五〇年

ろまでは、シャン州東部のタイ族国家で起こった騒乱に対しては、それがシブソンパンナーまで及ばないように防備を固めるといのが清の一貫した姿勢であった。[Kato 2021]

一方ビルマについては、一七五二年にニャウンヤン朝（復興タウンゲー朝）が滅亡すると、雲南省南部、ミャンマーのシャン州東部、タイ国北部一帯のタイ族地域へのビルマの影響力はいったんは消滅した。しかし新たに成立したコンバウン朝は、この地域のタイ族国家を朝貢国として従えようとして軍を送った。

コンバウン朝の軍隊がシブソンパンナーに至ると、その地を普洱府・思茅庁に所属する中国の「内地」であると見なしていた中国清朝は対抗せざるを得なくなり、軍隊を派遣する。これが清緬戦争の始まりである。[Kato 2022] 本稿で扱う史料のほとんどは、この清緬戦争期のものである。

以下、今号で扱う時期の史料で用いられている地名などについて注記しつつ、史料中に示された状況を概観しておく。まず全般的に注意しておきたいのは、この史料中では、車里宣慰使の所在地が九龍江と呼ばれていることである。<sup>(6)</sup> また、ビルマ軍は、史料中では莽賊、莽匪などと示される。シブソンパンナーへの攻撃がなされる時点では、そこには、すでにコ

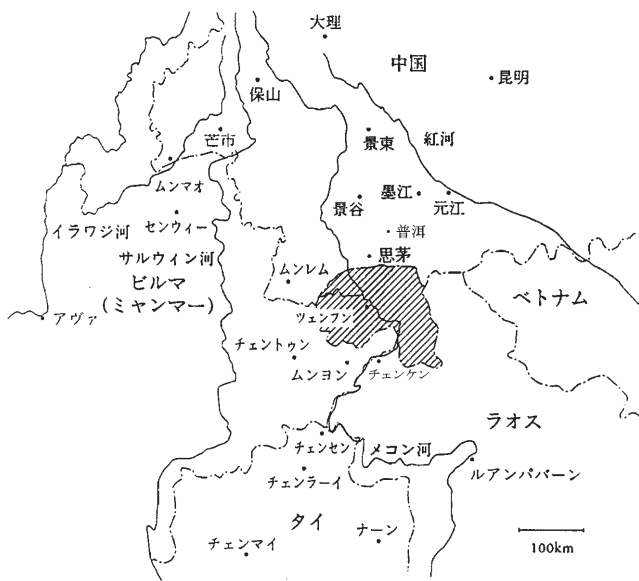
ンバン朝に帰順していたチェントウン（ケントウン、ムア  
ンクン、史料中では孟良、猛良、勳良）（図1参照）のタ  
イ族支配者の兵力が加わっていたようである [Sao Saimong  
Mangrai 1981: 255; Thawi 1990: 58]。チェンケン（整謙、整  
欠）やムンヨン（猛勇）（図1参照）の兵力が加わっていた  
可能性もある。

乾隆三十年正月丙子（三十日）の記事によると、これより前  
にビルマ軍は車里宣慰使、すなわちシブソンパンナーの支配  
者の宮廷のあるツェンフンのまち（史料中では宣慰土城と示  
される）をいったんは占領したが、それをこの時点で清軍が  
奪還したことが分かる。ビルマ軍が拠点としていたと見られ  
る「白塔寺」を清軍が破ったとも書かれている。この「白塔  
寺」がどこにあるのかを示す明確な根拠は見つけられなかつ  
たが、シャン州東部からシブソンパンナーへの進入路の一つ  
にあたる地にある、ムンロン（猛籠、猛龍、勳龍）（図12の  
h）というムンの、バーン・フェイロンという村の寺院（現  
在は「曼飛竜白塔」と一般に呼ばれる）を指す可能性がある  
う。このあと一年近く、シブソンパンナーやシャン州東部の  
情勢に関する記事は、『清実録』中には見られない。

乾隆三十年十二月庚申（十九日）の記事では、ビルマ軍（莽

匪）がムンブン（猛捧）（図12のz）の土司のところに逃げ  
込み放火や略奪を行なっているので、清は討伐の軍を派遣し  
たと記されている。ムンブンは、シブソンパンナーの中でも  
南東部の、現在の中国とラオスとの国境付近にある有力ムン  
である。このムンの支配者は、この時点でビルマ側に与して  
いたということであろうか。

その約一か月後の乾隆三十一年正月丙戌（十六日）の記事  
には、十二月十九日に清軍は九龍江（ツェンフン、図12の  
a）一帯を攻撃してビルマ軍の陣営一ヶ所を破り、翌日二十  
日には橄欖壩（ムンハム、図12のb）一帯を攻撃しビルマ  
軍の陣営六ヶ所を破ったとある。清軍が勝利した報告ではあ  
るが、これは、シブソンパンナー南東部のムンブンにいたビ  
ルマ軍がシブソンパンナー中心部まで浸透したことをも示し  
ている。そして十二月二十一日には、別方面のムンワン（猛  
往、図12のr）付近で清軍はビルマ軍の急襲により大敗し  
たことが、乾隆三十一年正月丙戌（十六日）以下の記事より  
読み取れる。ムンワンは、シブソンパンナーの中では北部に  
位置するムンであり、ビルマ軍はそこまで至っていたとい  
うことでもある。おそらく、この段階で、ビルマ軍は、シブソ  
ンパンナーのほぼ全域に浸透していたと言えるだろう。<sup>7)</sup>



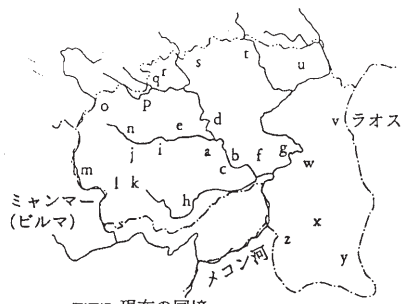
斜線部は、現在の西双版纳傣族自治州

図-1 シブソンパンナー周辺図

〈参考文献〉

Kato, Kumiko 1997 'Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century: focusing on 1720s and 1730s', *The Journal of the Faculty of Letters, Nagoya University*. History 43: pp. 1-18.

—— 2015 'Qing China's View of Its Border and Territory in Southernmost Yunnan in the 1830s: Analyses of Historical Sources Concerning Sipsongpanna' *Journal of the School of Letters, Nagoya University*, Vol. 11. pp. 1-18.



--- 現在の国境  
 - - - 現在の西双版纳傣族自治州の州境  
 — 川

- |            |          |
|------------|----------|
| a: ツェンフン   | n: ムンツェン |
| b: ムンナム    | o: ムンマーン |
| c: ツェンパー   | p: ムンガート |
| d: ムンヤーンノイ | q: ムンハー  |
| e: ムンスイ    | r: ムンワ   |
| f: ムンホン    | s: ツェンヌー |
| g: ムンヌン    | t: ムンピン  |
| h: ムンロン    | u: ムンバー  |
| i: ムンハイ    | v: ムント   |
| j: ツェンツン   | w: ムンハム  |
| k: ムンフン    | x: ムンウエン |
| l: ムンバー    | y: ムンラー  |
| m: ツェンロー   | z: ムンパン  |

図-2 シブソンパンナーの主なムンの分布

—— 2018 'Qing China's View of the Sipsongpanna in the

1720s' *The Journal of Graduate School of Humanities, Nagoya University* 1, pp. 167-176.

—— 2021 'Qing China's View of the Eastern Shan States and Northern Thailand in the Mid-eighteenth century' *The Journal of Graduate School of Humanities, Nagoya University* 4, pp. 313-324.

—— 2022 'Qing China's View of the Eastern Shan States and Northern Thailand in the 1760s' *The Journal of Graduate School of Humanities, Nagoya University* 5, pp. 235-249.

Sao Saimong Mangrai 1981 *The Padaeng Chronicle and the Jengung State Chronicle Translated*. The Center for South and Southeast Asian Studies, University of Michigan.

Thawi Sawangpanyangkun 1990 *Phongsawadan Muang Chiang Tung* (タイ語 'Chaomae Thiphphawan na Chiang Tung' の葬儀で配布されたもの)

加藤久美子二〇一一「ムン連合シブソンバンナーにおけるムンツェンフンから見た諸ムンの位置づけ」『年報タイ研究』11、21～45頁

## 注

(1) 本稿では、「タイ」<sup>1</sup>民族という言葉や、南西タイ語を話す人々を指すものとして用いる。タイ<sup>1</sup>の「タイ」の頭子音が有気音であるのに対し、ここで言うタイ<sup>2</sup>民族の「タイ」の頭子音は無気音である。

(2) これは、史料中では勅、猛、孟などの字で始まる地名として示される。シブソンバンナーでは、ムン moeng という発音に近くなる。タイ国語のムアン Man という語に相当する。

(3) シブソンバンナーの各ムンについては、加藤久美子「ムン連合シブソンバンナーにおけるムンツェンフンから見た諸ムンの位置づけ」〔加藤二〇一一〕参照。

(4) 元代には、一二九六年に徹里軍民総管府が建てられた。明代になると車里軍民宣慰使司が建てられ、ムン・ツェンフンの支配者は宣慰使に任命された。清代には、一六六〇年以降、ムン・ツェンフンの支配者は正式に宣慰使に任命されるようになる。

(5) 十六世紀後半にタウングー朝がシブソンバンナーを朝貢国とし、ニャウンヤン朝（復興タウングー朝）もそれを引き継いだ。ニャウンヤン朝の影響力は、同様にシヤン州にもタイ北部にも及んでいた。

シブソンバンナーという呼称の起源は、タウングー朝への貢納単位として十二の「バンナー」が設定されたことによるとされている。

(6) 訳注にもあるように、九龍江は瀾滄江（メコン河）の当地における別名であるが、史料中ではしばしば車里宣慰使の所在地を指すものとして使われている。車里宣慰使の所在地は、本来は瀾滄江西岸のツェンフン（図1-2のa）であったが、状況によって瀾

滄江の対岸のムンヤーンノイ(図1-2のb)に移されることもあった。

(7) 乾隆三十一年正月丙戌(十六日)の記事では、乾隆帝は、小猛養(ムンヤーンノイ、図1-2のd)、橄欖壩(ムンハム、図1-2のb)、猛往(ムンワン、図1-2のe)の位置関係から、雲南からの報告に虚偽があったのではないかと疑っているが、猛往のビルマ軍は小猛養、九龍江、橄欖壩とは別ルートで入ってきたものと思われる。

## 訳注

### 井上進

この訳注の底本として用いた『実録』は一九八六年中華書局影印の大紅綾本(皇史宬藏、第一歴史档案館見蔵本)で、従前の通行本たる盛京崇謨閣本(満州国國務院影印、ないしその影印本)とは少許の異同があるが、少なくとも訳出部分について言えば、それらはすべて前者が正しい、ないしは優れていて、その逆という事例はなかった。よって本稿では、二本の異同を改めて出校することはしていない。

(一) 『高宗純皇帝實録』乾隆七年五月丁亥(二十九日)

署雲南總督張允隨<sup>(1)</sup>……又奏。普洱所屬猛遮界外之孟良酋長召賀罕、横行殘虐、經掌管地方之叭三猛等逐之、逃入緬境。現飭土千總防範各隘。得旨。惟在清理我疆、嚴謹關隘也。

代理雲南總督の張允隨が……またこう上奏した。「普洱府に属す猛遮(ムンツェー)(と緬甸の)境界の向こう側にある孟良(チェントウン)の酋長召賀罕は、ほしのままに殘虐行為をはたらいたため、その地を治めている叭三猛らが彼を追放し、彼は緬甸境内に逃げ込みました。目下、土千総に命じて要害各地を警戒させております」と。ご返答。「わが境域をしっかりと治め、関所の管理を厳しく行なうことこそが肝要である」。

(1) 代理と訳した「署」は、官職がほぼ同等の他官がその職務を代行すること。『六部成語註解』(内藤乾吉校訂、一九四〇)に「凡各官、以下理上、以小理大、護其印務、皆曰護理。曰銜職相當者、則為署理」というとおりである。「護理」の語はふつう「凡上官公出、不久回者、則由属員暫護其印、代為辦事」(同上)といった場合に用いられる。なお総督は従一品、巡撫は従二品で、その官品には上下の差があるものの、両者は上司と下僚といった統属関係にはなく、ともに皇帝に直属する平行関係にあり、よって巡

撫が総督の職務を代行する場合は護理ではなく署理となる。

張允隨は雍正八年に貴州布政使より雲南巡撫に昇進し、以来ずっと滇撫の任に在ったが、乾隆六年に至り署雲南総督とされ、八年に至り巡撫兼任の総督となっている。なお彼の経歴についてはすべて『実録』で確認できるが、ここでは『実録』等にもとづく銭実甫編『清代職官年表』（中華書局、一九八〇）に拠っておけば十分であろう。

(2) 土千総とは千総の官銜を与えられた現地の世襲土官。千総は緑營の下級土官（武階正六品、『清史稿』職官志四）。各地に駐屯する緑營部隊はいくつかの營からなり、その營はさらにいくつかの哨によって構成されるが、千総はその哨の指揮官（織田萬主編『清国行政法』四、一九一〇）で、同じ哨の指揮官だがより下位のの把総とともにしばしば千把と称される。

(二) 乾隆十三年十二月己酉（二十九日）

雲貴總督張允隨奏。雲南普洱邊外猛勇夷目、恃強侵擾整謙夷境、致整謙夷口逃避普洱府屬之猛籠界上。該夷目叭勇、輒聲言欲進猛籠。臣飭車里宣慰司刀紹文、督率猛籠土弁、嚴加堵截、不得出境多事。緬甸莽子行文刀紹文、令赴猛勇和解、該土司稟臣請示。臣以車里係內地土司、未便令其前往緬甸、為息事起見、亦未可竟置不理、酌令轉委土弁代往。

雲貴總督張允隨がこう上奏した。「雲南省普洱府境外（緬甸

側）にある猛勇（ムンヨン）の夷人頭目は、強勢を恃んで整謙（チェンケン）の夷人地域に侵入して騷動を引き起こし、ために整謙の夷人たちが普洱府属の猛籠（ムンロン）との境界線まで避難してきております。この夷人頭目叭勇は、猛籠に進出するつもりだ、などと豪語しさえしております。わたくしは車里宣慰司の刀紹文に命じ、猛籠の土兵（土司指揮下の兵員）を率い、厳密な防御措置を取り、（叭勇が）境界を越えて事件を引き起こすことがないようにさせております。ピルマの莽子は刀紹文に文書を送り、猛勇に赴いて和解させようとしていて、この土司（刀紹文）はわたくしに指示を仰いでまいりました。車里は内地（清朝境域内）の土司であるので、彼をピルマに行かせるのは不都合であります。事態を取めることを考えれば、そのまま放置して取り合わないというのもよろしくなく、土兵にしかるべく委任させ代わりに行かせました。

(1) 車里宣慰司は十三版納を支配する従三品の土司で普洱府に属し、当時の雲南では最高位の土司であった。車里に宣慰司が置かれたのは明の洪武十九年のことで、初代宣慰使に任命されたのは刀砍であった（『実録』洪武十九年十一月癸亥条。清朝に入っても順治十八年に刀穆禱がその地位を襲封したとい（『清史稿』職官志四）、ずっと刀氏がその地位を世襲していた。



茲據刀紹文稟稱、已遣幹目前往、緬甸亦差夷目二三十人來勇勸解、猛勇恃強不依。又據猛籠土把總刀阿興稟稱、十月十一日、景線頭目牛萬送到緬文內稱、猛勇、整謙兩處仇殺、屢勸不依。今莽王差掌事大頭人來、必要調理妥當、可稟宣慰各守各界、不要著人來等語。

今、刀紹文からの報告によるに、「すでに有力な部下を遣わしてむこうに赴かせ、ビルマ側もその頭目二、三十人を猛勇に派遣して和解するよう勧めておりますが、猛勇（の頭目叭勇）は強勢を恃んで言うことを聞こうとしません」とのことでありました。また猛籠の土把總刀阿興の報告によると、「十月十一日に景線（チェンセン）の頭目牛万が送ってきたビルマ語の文書のうちには、猛勇と整謙の両勢力は憎みあつて殺しあうまでとなつており、しばしば和解を勧めても言うことを聞こうとしない。今、莽王は政務担当の大頭目を差し向け、必ずしかるべく調停することとしたので、宣慰使（の刀紹文）にはそれぞれ自らの境域を守つて、人をよこすようにはしないでもらいたいと申し上げておいてほしい、と言つてきました」とのことであります。

臣查猛勇整謙、俱係景線所屬、景線向服緬甸、該二處夷目攆、緬甸應自為剖斷。乃始則行文刀紹文、會同勸息、繼又令牛萬寄信阻止。臣揣情形、大率夷性多疑、始慮事難辦理、欲令車里土司協同勸諭、今又恐內地土弁窺見彼地虛實、故又阻止。

わたくしが調べましたところ猛勇と整謙はともに景線（チェンセン）に所屬し、景線はずっとビルマに服屬しているので、この両地の夷人頭目による争いについては、ビルマ側が自ら処断すべきであります。ところが最初は刀紹文に文書を送り、一緒に和解させようと言いながら、その後また牛万に書簡を送らせてこれを取りやめようと致しました。この現状につきわたくしが判断いたしますに、おおよそ夷人は生来猜疑心が強く、始めはこの件の処理が難しいことを慮つて、車里の土司に協同して和解を勧めようと言いながら、今になってまた内地の土兵がかの地の内情を見透かすことを恐れ、それだけ取りやめさせようとしたのであります。

在緬甸、既不願內地弁目涉伊境界、自必令伊頭目調停妥帖、事屬易結。臣現檄令普洱鎮府<sup>①</sup>、嚴飭各猛土弁、於沿邊要隘加意



防範。得旨。知道了。邊夷固當將就了事、以夷治夷。但不可令其騷擾內地可也。

ビルマ側では、内地の土官が彼の境界に入ることを望んでいないので、当然必ずや彼らの側の頭目になまく調停させるはずで、そうなれば事態を收拾することも難しくないでしょう。わたくしは今、普洱の総兵と知府に指示し、各猛（村落）の土兵に、辺境沿いの要衝を特に気をつけて警戒するようきびしく命じさせました」と。ご返答。「わかった。辺境の夷人はむろん何とかごまかしてことを収めるであろうから、夷をもつて夷を治めるということだ。彼らが内地を騒がせることがないようにしさえすればそれでよい」。

(1) 普洱には総兵官が指揮する鎮が設置されており、普洱の三管と威遠、景蒙二管を統轄していた（『清史稿』兵志二）。ここで「鎮」といつているのは普洱鎮総兵官のこと。

(2) 猛はタイ語の訳字で勐、あるいは孟なども表記され、すでに上文で何度か登場しているように、雲南のタイ族地区では地名によく用いられる。もともとは平地の意で、そこから集落ないし小国家までをも指す。

(三) 乾隆三十年正月丙子（二十日）

雲南巡撫常鈞奏。九龍江領兵參將劉明智等、攻破白塔寺莽賊、乘勝奪回宣慰土城、飛報捷音。得旨。有旨諭劉藻。小小之勝、何足侈言捷音。汝非未經大敵者比、何乃亦入綠旗之習。<sup>③</sup>

雲南巡撫常鈞がこう上奏した。「九龍江で指揮を執っている參將劉明智らが、白塔寺の莽賊を破り、勝ちに乗じて宣慰土城を奪回し、ただちに勝利の報告をしまりました」と。ご返答。「命令を下して（雲貴総督）劉藻に諭す。ごくごく小さな勝ちいくさにすぎず、自慢げに「勝利の報告」などというにどうして足りよう。お前は大敵に対したことがないような者とはわけが違うのに、どうしてまた綠營の風気に染まってしまったのか」。

(1) 參將は綠營の將校で副將の下位、遊撃の上位。旗兵の將校であれば都統、副都統、參領などとなる。雲貴の戦國では弓騎兵を主体とする八旗ではなく、歩兵を主体とする綠營がまず戦國に投入された。（『清史稿』兵志二に「自康熙征三藩時、用旗・綠兵至四十万。雲貴多山地、綠營步兵居前、旗兵繼之、所向輒捷」とある。）  
(2) 旨と諭はともに皇帝の命を伝える「おことば」で、諭旨と熟して用いられるが、その間には区別もある。嘉慶「大清會典」三に「特降者為諭、因所奏請而降者為旨、其或因所奏請而即以宣示中外者、亦為諭」とあるとおり、諭は皇帝の意志によって発せられるもの、旨は臣下の奏請に対する返答として述べられるもので

ある。なおここに「有旨諭劉藻」とあるのは、返答として劉藻に諭したということで、上奏に対する返答であっても、それが「宣示中外者」であるので「諭」となるわけである。

(3) 綠旗は綠營、すなわち召募した漢人のみからなる軍隊。乾隆中期であれば、八旗の戦闘力はすでに大幅に低下していただろうが、少なくとも理念的にはなお清朝軍事力の中核をなす精銳であり、綠營はあくまで補助、補完的な役割を果たす二流の兵力にすぎなかった。「綠旗之習」とはそのような二流の、大規模な戦争を経験していないような軍人の風氣ということ。

#### (四) 乾隆三十年十二月庚申(十九日)

論軍機大臣等。據劉藻等奏、莽匪竄入猛捧等土司地方<sup>(1)</sup>、肆行焚掠、現在飭派管協各員、調兵進剿、並親往督辦一摺<sup>(2)</sup>。此等醜類、野性難馴、敢於擾害邊境、非大加懲創、無以警兇頑而申國法。劉藻等既經調兵進剿、必當窮力追擒、搗其巢穴、務使根株盡絕、邊徼肅清。恐劉藻拘於書生之見、意存姑息、僅以驅逐出境、畏威逃竄、遂爾苟且了事。不知匪徒冥頑不靈、乘釁生事、視以為常。前此阿溫波半扎乃占一案、未嘗不重治其罪、甫經半載、仍敢怙惡不悛。即其屢擾邊界、已屬罪無可道、此次若復稍存寬縱、難保其不再干犯。養癰貽患之說、尤不可不深以為戒。著將此傳諭劉藻知之。

軍機大臣らにこう諭した。「劉藻らの奏摺によれば、莽匪は猛捧(ムンプン)土司のところに逃げ込み、ほしいままに放火や略奪を行なっているので、今、營・協(督撫等に属す綠營の編成単位)の各員にそれぞれ命じ、兵力を動員して討伐に向かわせつつあり、また自らも出向いてこれを監督指揮する、ということであった。こうした醜類は、野蛮に生まれついていて矯正しがたく、はばかることなく騒ぎを起こしては、辺境に害を及ぼしており、大いに懲らしめてやらなければ、その暴虐をいまして国法を伸長させることができない。劉藻らはすでに兵力を動員して討伐に向っているのであるから、必ず全力で追跡逮捕し、その巢窟を叩きつぶし、徹底的に根絶し、辺境が安定するようにせねばならない。恐らく劉藻は(現実・実務にうとい)書生風の考えに引きずられて適當なところで手を緩めてしまい、ただ彼らが境外に追い払われ、わが威光を畏れて逃げ隠れてしまえば、もうそれでうやむやのまま任務完了とするであろう。この賊どもは教えを施しようのない愚昧の徒であり、すぎあらば騒ぎを起こし、それを当たり前だと思っている、ということをかかっているのだ。以前、阿溫波半扎乃占の一件では、きびしくその罪を治めなかつたわけではないのに、わずか半年たつと、もう以前に変

わらず悪事をはたらきまったく悔いることがなかった。彼らがしばしば辺境を騒がしたというだけでも、その罪はもはや逃れられないものであるのに、今回もしまたわずかも対応を緩めるならば、彼らは再び悪事をしてかすことであろう。「できものを放置したあげく自らわざわざいを招く」ということは、とりわけ深くいましめとせねばならない。以上の命令を劉藻に伝えて承知せしめよ」と。

(1)「猛捧等土司地方」の「等」は「など」ではなく、公文書における一種の接尾辞みたいなもので、「地方」にも特に積極的な意味はないだろう。浙江巡撫が「巡撫浙江等處地方」であるようなもの。

(2)「抛…奏、…一摺」の「一摺」は、一般の下行文書で言えば「…等情」「…等語」といったことばと同じはたらきをしているのであろう。よってここでは「という奏摺であった」などとはせず、「…の奏摺によれば、…ということであった」と訳している。

(五) 乾隆三十一年正月丙戌（十六日）

雲貴總督劉藻奏。據總兵劉德成等報稱、十二月十九日、攻九龍江一路、破賊營一座、二十日、攻橄欖壩一路、破賊營六座。又據報稱、二十一日、官兵行至猛往、猝遇莽匪由山箐夾衝、將軍裝搶去、遊擊明浩被賊鏢傷、參將何瓊詔等不知下落。

隨差弁往查、飛檄防兵士練<sup>①</sup>、前往應援。並咨會提臣達啓等、相機接應。二十四日、又據整控差弁面稟、何瓊詔等已沒於賊。查整控江有山僻小徑、可至普洱府城、軍需銀兩及火藥軍裝悉貯於此、所係更重、乃暫至普洱駐劄。至何瓊詔等、原令其在整控江防匪竄入、乃不奉軍令、妄圖邀功、輕進致敗、罪有攸歸。謹由四百里馳奏<sup>③</sup>。

雲貴總督劉藻がこう上奏した。「総兵劉徳成らの報告によると、十二月十九日に九龍江一帯を攻撃し、賊の陣營一ヶ所を破り、二十日には橄欖壩（ムンナム）一帯を攻撃し、賊の陣營六ヶ所を破った、とのことでありませう。ついで統報によれば、二十一日に官兵が猛往（ムンワン）まで進軍すると、突然莽匪が山中の竹林から挟み撃ちの襲撃をしかけ、裝備を奪い取り、遊擊明浩は賊の投げ槍で負傷し、參將何瓊詔らは行方不明になっている、とのことでありませう。そこですぐさま兵員を遣わして調査せしめ、防兵（地方駐屯の緑營兵）と士練（土司の統制下にある現地民兵）に檄を飛ばして救援に向かわせませう。またあわせて提督達啓らにも知らせ、機を見て応援するよう依頼いたしました。二十四日、また整控に派遣した兵員が直接わたくしに報告したところによれば、何

瓊詔らはすでに賊によって殺された、とのことでありました。調べたところ整控江には深い山の中に普洱府城に通じている小径がありますが、軍が用いる銀両や火薬、装備はすべてそこ（普洱府城）に貯えられており、その重要性は格別であるので、よってまずは普洱に向いて駐屯することといたしました。何瓊詔らについては、もともと整控江で匪徒が入り込んでくるのを防ぐよう命じてあったのに、あるうことか軍令に従わず、みだりに手柄を立てようとはかり、軽率に進軍して敗北を招いたのであり、罪を免れることはできないのであります。以上、謹んで一日四百里の駅遞をもって急ぎ上奏いたします」と。

(1) 防兵は防汎兵の略称。鄭觀応『盛世危言』民団上に「各処汎地防兵」とあるのがこれで、その汎とは「六部成語註解」に「緑営官員所轄之本処、曰汎地」とある。つまり防兵とは地方に駐屯する緑営部隊の兵員ということ。

土練は土司の指揮下にある部隊もしくは兵員。その「練」とは、民間人に訓練を施して兵士とした一種の民兵で、清末に活躍した「団練」の「練」。土官とか中国王朝に服属していない「夷人」首長に属する兵員の場合は、たとえば昭榿『嘯亭雜錄』五、緬甸帰誠始末に「乾隆二十七年宮裏雁……帶練一千三百人」とあるように、往々「兵」ではなく「練」の字を用いる。

(2) 咨会とは咨文をもって知会（通知）すること。雲貴総督と提督

には統属関係がなく、ともに皇帝に直属する平行関係なので、両者の間での文書のやり取りは咨文を用いることになる。

(3) 嘉慶『会典』三十九によれば「凡駅遞、驗以火票、定其遲速之限。」(注) 公文限馬上飛遞者、日行三百里。其緊急公文、則標明四百里、五百里、六百里、按限馳遞」という。つまり劉藻の奏摺が「四百里」で送られたのは、緊急報告としてはもっとも遅いものであったので、下文にあるとおり乾隆帝より叱責されることとなったのである。

得旨。如此軍機、何不即用六百里飛遞。適又據常鈞奏報刁派先一案、並有旨諭卿。總之此事似不可中止。小小懲創了事、莫若大舉以靖其源、或俟兵威齊集、再行進發亦可。卿祇宜調度鎮撫、攻戰之事、應督催達啓奮勇為之。綠旗兵已不足稱勇、況土練乎。若再加之以詐偽、更不可問矣。此最宜留心者。

ご返答。「これほど重大な軍事情報であるのに、どうして一日六百里の（最速）駅遞を用いないのか。ちょうど今また（雲南巡撫）常鈞が（孟連土司）刁派先の一件を報告してきたので、それに対する上旨の中で君に対する命令も伝えておいた。要するに、この事案は途中で止めるわけにはいかないだろう。ちよつとばかり懲らしめてそれで終わりとするよりは、大規模な攻撃によって根源から平定してしまう方がよく、あるい

は兵力が集結するのを待つて、それから軍を進めてもよい。君はただ兵力の配備と調整に務めておればよく、戦闘については（提督）達啓が勇猛に戦うよう監督し促すべきである。緑營の兵はもはやれつきとした軍人とはいえず、まして土司の兵など論外である。その上さらにごまかしが加わるならば、もうどうにも話にならなくなる。これはもつとも気をつけるべきことである」。

（一）刁派先については、下文に「該撫所奏孟連土司刁派先、係細甸国支裔」とある。

論軍機大臣等。劉藻奏進勦莽匪情形一摺、已詳悉批諭矣。該督因整控江有山僻小徑、可通普洱、因回至普洱府駐劄防守、所見亦是。但此等莽匪敢於抗拒官兵、非小小懲創所可了事。况綠旗兵本不能勦勇衝鋒、而其素習詐偽、更不足信、若調遣無多、輕率前進、既於征勦無益、且恐賊匪輕視官軍、轉得肆其猖獗。該省各鎮協駐兵不下數萬、自應調選精銳、以供驅策。此時不妨暫為整兵靜鎮、俟各路兵調集後、即行鼓舞前進、扼要勦擒、俾賊匪無從竄逸、庶得盡絕根株、以清邊徼。

軍機大臣らにこう論した。「（雲貴総督）劉藻が上してきた

莽匪討伐の現状に関する奏摺に対しては、すでにこと細かく硃批をもつて指示しておいた。該督（劉藻）は整控江には普洱に通ずる深山の小径があることから、普洱府にもどつて駐屯しそこを防衛拠点にしようとしているが、この考えはなかなかよろしい。ただかの莽匪どもははばかりことなく官兵に手向かつており、ちよつとばかり懲らしめただけでお仕舞いのできるようなものではない。まして緑營の兵はもともと勇を奮つて敵陣に突撃することなどできないし、しかも彼らは平素からごまかしばかりで、まったく信用しがたいのであるから、もし動員しえた兵力が多くなのに軽々しく進軍したりすれば、討伐に役立たぬばかりか、さらには賊どもが官軍を軽んじ、かえつて猖獗を極めることにもなりかねないだろう。この（雲南）省の各総兵官に配置されている協營の駐屯兵員は数万を下らないのだから、これを動員して精銳部隊を編成し、戦力として用いるべきである。今はとりあえず軍を休ませてじつとしていければよく、各方面の兵力が集結したら、ただちに勇を奮つて進軍し、拠点を制圧して敵を捕獲殲滅し、賊どもがもはや逃げ隠れできぬようにせよ。さすれば彼らを根絶やしにし、辺境を安定させることができよう。

(一)「鎮協」というのは鎮標の協營を謂おう。各省の綠營兵は總督、巡撫、提督、總兵などが直轄する各標(督標、撫標、提標、鎮標……)に所屬し、また各標は若干營に分かれるが、場合によってさらにその上位区分として協を設けることもある。よってここで「鎮協」と言っているのは、總兵官の下にある協と營を指していると考えられる。以上は嘉慶『會典』にもとづく『清国行政法』四の説明による。

至摺内稱、十九、二十等日、由小猛養分兵渡江、攻九龍江橄欖壩等處、<sup>(1)</sup>並有捷獲。今按圖内道里、詳為記誌、則橄欖壩等處在小猛養之前、猛往在後。官兵既分路勦截、何以莽匪復得潛越小猛養渡江、退至猛往竄伏、以致衝散官兵、明浩、何瓊詔等有遇賊被傷之事。其理殊不可解。此非繪圖有舛、即係所報不實。著將朕硃筆記誌之圖發去、該督細看自知。仍著另繪詳細清圖、註明貼說呈覽。軍行要務、奏報宜速、此後如有應行奏聞機宜、俱由六百里馳遞。將此傳諭劉藻知之。

この奏摺の中では「十九、二十日に小猛養(ムンヤーンノイ)から兵を分けて江を渡り、九龍江(ツェンフン)、橄欖壩(ムンナム)などを攻撃し、ともに勝ちを収めるところがあった」と言っているが、今、地図上の路程によって詳しく注記を加えてみると、橄欖壩などは小猛養の前に在り、猛往は後ろに

在る。官兵は各ルートに分かれて掃討に向かったのであるから、どうして莽匪がまたこっそり小猛養を越えて江を渡り、猛往まで退却して待ち伏せし、官兵を蹴散らかし、明浩、何瓊詔らが賊の襲撃を受けて負傷する、といったことが起こりうることになったのか。そのわけは何とも説明がつかない。これは絵図に誤りがあるのでなければ、報告に虚偽があるということだ。朕が硃筆でもって注記を加えた図を送らせるので、該督(劉藻)もよくよく見ればおのずとこのことを理解できよう。その上でなお別に詳細な地図の定本を描き、説明をきちんと注記して上覧に差し出せ。軍事行動の重大案件となれば、その報告は迅速であるべきで、今後もし上奏して報告すべき機密情報があれば、すべて六百里の駆遞で知らせよ。以上の命令を劉藻に伝えて承知せしめよ」と。

(1)「九龍江橄欖壩等處」の九龍江は、顧祖禹『説史方輿紀要』一一九、雲南、車里宣慰司に「瀾滄江、……在司境、經九龍山下、亦謂之九龍江」とあり、瀾滄江の当地における別名である。また橄欖壩は現在の西双版纳傣族自治州景洪市内を流れる瀾滄江北岸にある小盆地。今もそのままの名が用いられている。なおこの「等處」であるが、下文に「並有捷獲」とあり、また小猛養や猛往には「等處」が附いていないことから、「橄欖壩など」と訳しておいた。



又論。據常鈞奏、永順邊境木匪滋事、請俟普洱莽匪辦有端緒、再將孟連土司之案辦理一摺、所見亦是。前於乾隆二十八年間、曾經降旨、以此等鼠竊狗偷、原屬不成事體、只可如此辦理、係就彼時情形指示。若匪徒敢於侵擾邊境、則當搗其巢穴、務使根株盡絕、自無容仍拘泥前旨。但普洱莽匪、現經劉藻率兵進剿、若將木匪一案、即於此時併辦、該處地壤相錯、恐致彼此勾連、難於速結。著將此摺鈔寄劉藻閱看、令其於辦竣莽匪之後、次第接辦。至劉藻現在追擒莽匪、前已傳論、令其不得狃於書生之見、意存姑息、稍為寬縱。況總督既已親行督兵進剿、設復苟且了事、轉使此等醜類罔知畏懼、何以申國威而示懲創。但劉藻本係文臣、軍旅非其所習、不必勉強臨陣。若居中調度、審機宜而彰賞罰、尚係力所能為。達啓現在同往普洱、伊身係滿洲、且曾經出兵、可責令其統率兵弁、鼓勇進剿、以期肅清邊界。該督辦竣此事後、即將木匪一案嚴行查辦、亦不得稍事姑容、草率完結。

またこう論した。「常鈞の奏摺によれば、永順辺境の木匪（木氏を頭目とする賊の一味）が騒動を起こしているのので、普洱の莽匪につき解決のめどが立ったら、改めて孟連（ムンレム）土司の一件を処置したく存じます、ということであった

が、この考えはなかなかよい。かつて乾隆二十八年中に「これらのネズミや犬も同然のコソ泥どもは、もともと事件として扱うほどのこともないやからであれば、ただこのように処理すればよい」という旨を降したことがあったが、これは当時の情勢による指示である。もし賊どもが敢えて辺境に侵入して騒ぎを起こすのであれば、その巢窟を叩きつぶし、徹底的に根絶しなくてはならず、当然かつての上旨にいつまでもとらわれるべきではない。ただ普洱の莽匪は今劉藻が兵を率いて討伐に向かつており、もし木匪の一件も今同時に処理するとなれば、かの地は地勢が入り組んでいるので、恐らく莽匪と木匪が彼此通じあい、すみやかに解決することが難しくなるだろう。この奏摺の写しを劉藻に送って承知させ、彼が莽匪を処置しおえた後、ひきつづきこれに対処させよ。劉藻は現に莽匪を追跡逮捕しようとしているわけだが、彼に対してはさきにすでに命令を伝え、書生風の考えに引きずられ、適当なところで手を緩め、生ぬるい処置を取ろうとする、などということがないようにさせた。まして総督みずからが兵を率いて討伐に向かっているというのに、もしまたいい加減なところでお仕舞いにしてしまうならば、かえってこれらの醜類をして恐れ憚るところをなくさせることとなり、朝廷の威



信を明らかにし懲罰を示すことができなくなってしまう。ただ劉藻はもともと文臣で、戦事は彼のよく了解しているところではないので、むりに前線に立つことはない。軍中に在って指揮調整に従事し、情勢に応じた対処方針を見極め、賞罰を明確にするということなら、なお彼の能力でこなさうであるろう。達啓は現在ともに普洱に赴いているが、彼は満州人であるし、戦闘を経験してもいるので、彼に命じて兵員を率い、勇を奮って討伐に向かわせ、辺境の安定化を実現するようにならう。該督はこの事案を処理しおえた後、ただちに木匪の一案につき調査の上きびしく処置しなければならぬが、その際にも決して生ぬるい処分でもつて、いい加減に事をおえるようなことがあつてはならない。

(一) 現在の雲南には普洱市寧洱県徳安郷に永順という村があり、この永順はその地のことであろう。乾隆当時では普洱府寧洱県の村名となる。

即該撫所奏、孟連土司刁派先係緬甸國支裔、應襲土司之刁派新、時與緬甸往來一節、從前該督撫等何以並未奏聞。此種夷性叵測、使恣其交結、或致漢奸從中勾引、易滋事端、亦不可不防其漸、自應嚴行禁止。但現在辦理進勦事宜、此事不必急

於查辦、俟勦滅莽匪後、該督撫等再就該處情形會商、妥協辦理。可將此傳諭劉藻・常鈞等知之。

該撫（常鈞）の報告には「孟連土司の刁派先は緬甸國王の傍系子孫であり、次に土司を世襲すべき刁派新はしよつちゅう緬甸と往來している」という一節があるが、これまでの当地督撫はどうしてこのことを奏聞したことがなかったのか。この種の夷人は生まれつき何を考えているか知れたものではなく、彼らが結びつくのをもそのまま放置すれば、あるいは裏切者が内側から彼らを引き入れて問題を引き起こすことにもなりかねず、これはやはりその芽を摘んでおかないわけにはいかないで、当然きびしく禁止すべきである。ただ今は討伐の一件に取り組んでいる最中なので、この件については急いで取りかからずともよく、莽匪を殲滅した後に、該督撫が改めて当地の情勢にもとづいて一緒に相談し、適切に処理せよ。以上のことを（雲貴総督）劉藻、（雲南巡撫）常鈞に通達して承知させよ」と。

又論。現在征勦莽匪一應軍務、均須調度得宜。總督劉藻辦理地方事務、素屬妥協、然究係書生、未嫻軍旅。設於用兵機宜

稍有不當、既於勦賊之事無裨、而用違其材、亦非朕所以成全劉藻之意。楊應琚久任陝甘、籌辦軍需事務、伊所熟諳。楊應琚著調補雲貴總督、吳達善著調補陝甘總督、湖廣總督員缺、即著劉藻調補。此旨且不必頒發。該督現在普洱調集官兵、督率攻勦、恐此旨一經宣示、未免屬員等意存觀望、呼應不靈。所有一應軍務、該督仍實心妥協辦理、不可存聊待後人之心。俟楊應琚到滇後、再行一一交代、起身赴湖廣新任。著將此傳諭知之。

またこう論した。「目下遂行しつつある莽匪討伐に関わるあらゆる軍務は、すべて動員調整がうまく行なわれなくてはならない。総督劉藻の地方政務の関する仕事ぶりは、これまでずっと適切なものであったが、しかし要は書生であつて、軍務には慣れていない。もし戦争を指揮する上での判断に少しでも狂いがあれば、匪賊討伐の事業に役立たないだけでなく、しかるべき人材をしかるべき場所で用いていないということになり、彼を用いることでその可能性を十分に開花させてやろうという朕が本意にも背くことになる。楊應琚はながく陝甘総督の任にあり、軍需の調達という仕事は、彼がよくよく通じているところである。よつて楊應琚を雲貴総督に転任さ

せ、(湖広総督) 吳達善を陝甘総督に転任させ、湖広総督のポストは劉藻に転任させることとする。この命令は当面公開せずともよい。該督(劉藻) は目下普洱で官兵を動員し、攻撃殲滅作戦を指揮しており、この命令がひとたび明らかになれば、おそらく部下たちは様子見を決め込み、指揮命令が滞らざるをえなくなる。あらゆるすべての軍務につき、該督はこれまでどおりつとめて適切に処理し、取りあえず後任者を待つていよう、などと思つてはならない。楊應琚が雲南に着任するのを待つて、それから一々引継ぎを行なつた上で、その地を離れて湖広の新しい任務に赴くようにせよ。以上を通達して承知させよ」と。

(1) 楊應琚は乾隆二十四年七月二十七日、陝甘総督が甘肅総督と川陝(四川陝西) 総督に改められた際、閩浙総督から甘肅総督に移り、翌二十五年に陝甘総督が復活するとそのまま在任し、三十一年に至つた。吳達善はこの時の湖広総督。以上は『実録』で確認できることであるが、今は『清代職官年表』による。

(2) 「交代」とは前任者から後任者への引継ぎのことだが、「前任官將一切未完事件、並倉庫錢糧交付新任官」という(『六部成語註解』)とあり、うかつにこの手続きを終えてしまうと、一切の責任を後任者がかぶらなければならないことになる。よつて「新任受事、以交代為第一務、……若新任瞻顧情面、聽受囑託、輕為收受、日後貽累非淺、故必清查有法、洞晰無疑、而後交盤出結」(黃

六鴻「福惠全書」三、査交代」と言われるのである。むろんこゝで乾隆帝が言っているのは、すべての懸案につききちんと引継ぎをすませたおけ、というだけのことだが、「一交代」は督撫ら「封疆大吏」（地方大官）にとつても、決してゆるがせにできない手続きであつた。

(六) 乾隆三十一年二月壬寅(二日)

諭。前據劉藻等奏、莽匪不法侵擾土司邊界、會降旨令其嚴行勦捕、勿以姑息了事。嗣據奏報、攻勦九龍江橄欖壩諸寨、已獲全勝。惟參將何瓊詔遊擊明浩等、派赴整控江防禦、該弁等不遵軍令、冒昧渡江、以致遇賊失事。彼時即疑所奏未必盡係實情、今據奏、何瓊詔明浩前後回營。因將伊等參奏、審擬治罪、已交軍機大臣、會同法司覈擬具奏。

上諭。「ときに劉藻が上奏してきたところによれば、莽匪が不法に土司の境界地帯に侵入して騒ぎを起こしている、このことであつたので、容赦なく征討逮捕し、いい加減なところで終わりにしてはならない、と彼に命じた。ついで彼からの報告によれば、九龍江、橄欖壩にある諸寨を攻撃掃蕩し、すでにすべてを平定した。ただ參將何瓊詔と遊擊明浩を整控江に派遣して防禦に当たらせたと、彼らは命令に従わず、

無謀にも整控江を渡つて進み、その結果賊に遭遇して敗北を喫してしまつた、という。これを目にした時、この報告はすべてが事実そのままではあるまい、と即座に疑つたのであるが、今、報告によれば、何瓊詔と明浩は相前後して營に帰還したので、彼らを弾劾し、取り調べた上でその罪を定めるべく、すでにこの案件を軍機大臣にまかせ、司法部門と一緒にその罪を見極めて上奏するようにしたという。

(一)「諸寨」というのは、防禦のために柵で囲まれた複数の拠点、ないし集落を謂うのだから、防衛線としての柵そのものとか、あるいは単なる村落を指しているのかもしれない、ここでは敢えて原語をそのまま用いておいた。

〔第該督辦理此案情節、甚屬含糊紕繆。何瓊詔、明浩等委赴整控、防堵莽匪。前至猛往、遇賊敗逃、又復謊報身死、此其法所難宥處。該督乃奏稱、冒昧前進、致失事機。是伊等反覺可嘉、何罪之有。夫伊等所謂貪功輕進、並非實情、不過綠營虛誑欺飾故智耳。況該督所訊供詞、於緊要情節全未問及。〕

だが該督のこの事件に対する処理のやり方は、はなはだ明晰を欠いた誤つたものである。何瓊詔と明浩は整控に赴いて莽

匪を防ぎとめるよう命を受けたが、猛往まで進んだところで賊に遭遇して敗走し、その上さらに死んだと虚偽の報告をしたのであるが、これは軍紀からして許容しえないところである。ところが該督の報告では「無謀な進軍によって、敗北を喫してしまった」と言っていて、これでは彼らはむしろ評価すべきであり、罪などまったくないかに思われよう。そもそも彼らのいわゆる「功をあせって軽率に前進した」とは、まるで実情とはかけ離れており、緑営お手のものうそ偽りたぶらかしにすぎない。まして該督の訊問による供述は、肝心のところにつきままったく追究が及んでいないのである。

即如該督初報、何瓊詔等俱歿於賊。及伊家人呈繳關防時、即應詳究其是否打仗陣亡、抑係窘迫畢命、或回營後畏罪自戕、以定情罪。乃惟任弁兵張皇謊報、信為實事、一切概置不究。及何瓊詔等陸續逃歸、該督又不究從前謊報情由、治以畏葸退縮之律、尚信其一面虛詞、謂係輕進失事。其何以申軍律而懲欺罔乎。即如何瓊詔所供、架著藤牌撲殺、并稱被莽子刀戳其馬、連馬滾跌入江之語。試思馬上豈能使用藤牌。此其支吾捏飾、難以欺三尺之童者、而劉藻竟坐受其朦混而不覺、不更可笑乎。

たとえば該督は当初、何瓊詔らはみな賊に殺されたと報告してきたが、彼の家族が関防(職印)を返却する際には、彼が敵と戦って戦死したのか、それとも追い詰められどうにもならなくなつて死んだのか、あるいは當にもどつてから罪を畏れて自殺したのか、そのことをただちに詳しく調べあげ、それによつて情状罪科を定めるべきであつた。ところが該督は武官どもが慌てふためいて虚偽の報告をするがままにさせ、それを事実だと信じ、すべて放置したまま追及しなかつた。何瓊詔らがあいついで逃げ帰つてくると、該督はまたしてもさきに虚偽の報告をしたことのいきさつを追及し、怖気づいて尻込みしたことを軍紀によつて裁こうとせず、なお彼らの手前勝手な虚言を信じ、軽率に進軍して敗北を喫したなどとした。これではどうして軍律を明らめ、うそ偽りを懲らしめることができよう。またたとえば何瓊詔の供述には、藤牌(藤の盾)をかざしながら(敵を)打ち殺したとあり、また莽子に刀で馬が突き刺され、馬もろとも江中に倒れ込んだとも言っている。思つても見よ、馬に乗っていないがらどうして藤牌を使いえよう。これは彼がでまかせにこしらえた作り話であつて、三尺の童子も欺きえないようなしるものであるのに、劉藻はなんとこんなごまかしに騙されてまったく気づかなかつ

たのである。何とも可笑しいではないか。

(1) 関防とは官印に対する職印。本来の官制内に在る官に対しては正方形の官印が与えられるのに対し、正規の官制には定められていない職務、後には常設化されても建前としてはあくまで臨時の仕事である「差遣」に対しては、長方形の職印「関防」が給付される。「万曆野獲編」十三、不識方印に「本朝印記、凡為祖宗朝額設者、俱方印、而未人流則用条記。其後因事添設、則賜関防治事、即督撫大臣、及総鎮大師亦然。……凡関防未有方者」といい、また「明律国字解」吏律・公式、照刷文卷に「印信と云は、四方なる印を云なり。長きをば関防印記と云。……総督、巡撫等の官、鎮守の官、并に公差の官は、皆関防印記を賜はる」というとおりである。

(2) 「畏意退縮之律」というのは、そういう名の律があるわけではない。たしかに「大清律」兵律、主将不固守の条には「其官軍臨陣先退、及困敵城而逃者、斬」といった規定があるのだが、乾隆帝が言うのは軍人にあるまじき行為を軍紀軍律によって裁くという、それだけのことであろう。なおこの「律」は軍律と訳してもよかつたのだが、下文に「軍律」ということばがあるので、それと同じにならないよう、こちらは軍紀としておいた。

又如前此所報「官兵六百人過江、遇賊被傷、約剩二百餘人、陸續回營者一百餘人」。而此次奏稱「現回思茅兵丁高士德等四百五十五名」、則合之前此回營之兵、固所傷無幾。且安知此未回之一百餘兵、亦非敗逃藏匿、則從前所謂遇賊被傷之說、更

不可盡信矣。

また以前に報告してきたところでは「官兵六百人が江を渡つたが、賊に遭遇して負傷し、おおよそ二百人余りがこのり、後から三々五々營にもどってきた者が一百余人おりました」ということであつた。ところが今度の報告では「今、思茅にもどってきた兵丁高士德ら四百五十五名」といい、そうであれば以前營にもどってきた兵丁と合計すれば、負傷した者はいくらかもいなかったということになる。さらに今のところまでもどつてきていない一百余名の兵にしても、敗走して隠れ潜んでいるのかもしれない。「賊に遭遇して負傷した」なる話は、ますますそのままには信じられない。

(1) 兵員数に関する乾隆帝の指摘には、どうも誤解があるように思われる。劉藻が最初報告したところでは、六百人の部隊が攻撃を受けたことで二百余人まで減少し、その後一百余人が帰還したということ、今いる兵員数は三百余名、未帰還兵が三百人足らずということになる。それが後の報告では、思茅に四百五十五名がもどつてきているとのことで、未帰還兵は百四十名余り、つまり前回よりさらに百名以上が帰還したということではないのではないか。もしそうであれば、乾隆帝が「以前營にもどってきた兵丁と合計すれば」と言っているのは、おかしい話ということになる。

又前摺稱「明浩等兵器皆馱載行裝、猝遇賊人、不及措手、以致敗衄」、而此次摺內稱「兩相對敵、因火藥已盡、勢不能支」、前後自相矛盾。該督於此等喫緊關鍵處、全不悉心根究、何憤憤乃爾。

またさきの奏摺では「明浩らの武器はみな役畜に背負わせて運んでいて、いきなり賊と遭遇したため対応する間もなく、敗北を喫するに至った」と言っていたが、今度の奏摺では「二度にわたって敵と対峙し、火薬を使いつくしたことから支えきれなくなつた」と言っていて、前後たがいに矛盾している。該督はこうした肝心かなめのポイントにつき、しつかり氣をつけ徹底的に追及しようとはまったくしていないが、どうしてかくまでぼんやりしていられるのか。

劉藻本屬書生、軍行機宜、非所嫻習、故朕不肯責伊以所不能。至於調度賞罰諸事、尚可力為籌辦。乃於審訊此案情節、竟舛謬若此、豈堪復勝總督之任。劉藻著降補湖北巡撫。達啓身為滿洲、何至憒懂書諾。伊二人皆交部嚴加議處。總兵劉德成著交楊應琚查明、再降諭旨。

劉藻はもともと書生であつて、軍務を情況に應じて処理するといったことには習熟しておらず、それで朕は彼に對しできないことをやれと要求したりはしなかつた。ただ兵員配置の調整とか賞罰といったことなら、なお何とかこなしようと考えていた。ところがこの事件の経緯についての訊問調査を担当するや、何とかくまでのでたらめぶり、これではどうしてさらに総督の任に留まつておれよう。劉藻は命じて湖北巡撫に降格とする。達啓はその身滿州人でありながら、どうしてぼんやり承認の署名をしたりしたのか。彼ら二人はともに(吏)部に(書類を)送つてきびしく処分を檢討させることとする。総兵劉德成は命じて楊應琚のもとに送つてしつかり取り調べさせ、その上でまた諭旨を降すこととする。

(一) 吏部に送つて処分を檢討するという場合、軽いものは「察議」、重いものは「議處」、最も重いものを「嚴加議處」といった。このことは嘉慶「會典」八に「凡交部有特旨、有參奏、有陳請。輕曰察議、重曰議處、又重曰嚴加議處」として見えている。

現今楊應琚前往接辦軍務、楊應琚未到之先、劉藻須實力經理。若稍存五日京兆之見、以致貽誤事機、必更重治其罪。向因綠營積習浮誕不堪、故西陲用兵、全未藉此輩也。今雲南一案如



此、可見伊等錮習、全未能悔改。各該督提等務須實力整頓、毋稍姑息。將此通行曉諭知之。」

今、楊応琚を派遣して軍務を引き継がせることとしたが、楊応琚が到着するまで、劉藻は真劍にその職務を果たさねばならない。もしいささかでも「五日の京兆（もうすぐ辞める）」という考えをいだし、作戦の遂行に問題を生じさせたりすれば、必ずさらに厳しくその罪を問うであろう。これまでも緑営には、どうにもならぬほど嘘ばかりという長きにわたって形成された悪しき習いがあり、それで西方辺境での戦闘では、この輩に頼ったことはまったくなかった。今、雲南の一件でもこんな風であることからすれば、彼らはその抜きがたい陋習につき、まったく悔い改めていないのだと知れよう。当該の総督や提督は各々真劍に綱紀の肅清につとめ、決して手ぬるいことではませしてはならない。以上を全員にはつきり通知して知らしめよ。」

(一)「五日京兆」とは、すぐに離任すること、あるいはすぐ辞めるのだから仕事は適当にしてお茶を濁そうとすること。『漢書』張敞伝の故事に出る。

論軍機大臣等。劉藻前後奏報攻勦莽匪一案、惟任綠營控飾、據稟具奏、辦理全未允協、已將伊降補巡撫、並將辦理錯謬之處、降旨宣諭矣。此種莽匪竄跡山野、鼠竊狗偷、原屬不成事體、何至令其肆行侵擾、敢於抗拒官兵、跳梁邊境。皆由該督等平日不能實力整頓、遇事嚴懲、遂致匪徒積玩無忌、釀成事端。然此必非一朝一夕之故。大約滇省諸務、廢弛已久、不獨劉藻現在辦理不善、即從前吳達善等所辦<sup>①</sup>、恐亦未能妥協。著交與楊應琚、到任後詳晰查訪、務得確情、據實奏覆。倘有不實不盡之處、經朕別有訪問、或經發覺、惟楊應琚是問。本日所降諭旨並劉藻各摺、並著鈔寄楊應琚閱看、著將此傳諭知之。

軍機大臣らにこう諭した。「劉藻は莽匪に対する攻撃掃蕩の一件を相前後して報告してきたが、緑営士官が述べ立てるうそを何ら吟味せず、彼らが報告したところをそのままに上奏して来ただけで、その仕事ぶりはまったく適切を欠くものであった。それで彼はすでに巡撫に降格とし、あわせて彼の仕事に見られた問題点につき、上旨を降してひろく世に知らしめたのである。問題の莽匪は野山に隠れ潜み、コソコソと盗みをはたらいいて、本来から言えばまるで取るに足らぬものでしかなく、好き勝手にわが方へ侵入して騒ぎを起こし、敢



えて官兵にたてつき、辺境の地で跳梁跋扈するようなことにならざるはずはなかつた。これはすべて該督らが平素から真剣に彼らに対処し、事件が起こればきびしく処罰しえなかつたためで、かくて匪徒どもはしだいに増長して憚るところなくなり、事件を引き起こすに至つたのである。しかしこうした事態は、むろん一朝一夕でそうなつたわけではない。だいたい雲南省の統治は、もうずっと前から弛緩して振るわなくなつており、ただ劉藻の今の仕事ぶりがよくないというだけではなく、以前の吳達善らの仕事にしても、おそらく適切なものではなかつた。(雲貴總督の任務は)命じて楊応琚に授けるので、着任したらはつきり詳しく調査し、必ず間違ひのない実情を探り出し、ありのままに返答の上奏をせよ。もし事実と違つていたり全部を報告しなかつたところがあつて、そのことを朕が別のところから聞き知つたり、あるいはそのことが発覚した場合には、まさしく楊応琚の責任こそを追及するであろう。本日降した諭旨ならびに劉藻が上してきた各奏摺は、すべて写し取つて楊応琚に送付して読ませ、この上諭も彼に伝えて承知せしめよ」と。

(一) 吳達善は劉藻の前任者で乾隆二十六年四月壬辰任、二十九年六

月甲辰に湖広總督に転じた。劉藻は同日に雲南巡撫より昇任し、三十一年正月丙戌に湖広總督に転任、同日、楊応琚が陝甘總督より移つてこの任を引き継いだのだが、楊氏は翌三十二年三月に入閣したため明瑞に交代、この明瑞以降三十四年十月任の彰宝まで、二年七ヶ月ばかりの間につこう六人が次々と交代した。なおこの六人はすべて満人であり、彰宝以降も嘉慶末年に至るまで、雲貴總督は一人の例外を除きすべて満人、ないし覺羅(清室宗族)、蒙古が任じられている(以上は『清代職官年表』による)。乾隆三十年以来、清朝は「莽匪」討伐に手を焼き、そのことが後の人事にまで影響したのであろう。

(七) 乾隆三十一年二月辛亥(十一日)

諭軍機大臣等。劉藻奏覆總兵劉德成辦理軍務情形、並抽撥調換各營兵二摺、不但於用兵機宜、毫無頭緒、即所奏情節、亦俱不甚明晰。如摺內稱、總兵劉德成既不能先事豫防、又不久速稟報、請兵勦逆、以致賊匪猖獗等語。總兵身膺專閫、未能早為防範、又不即據實申報、自屬罪無可辭、但地方遇有此等要務、一任總兵、悠悠玩視、漫無查察、又是誰之咎。看來莽匪敢於跳梁邊境、抗拒官兵、必係地方官平日不能防於未然、釀成事故、養癰諒非一日、豈得僅諉過於現在辦理不善之總兵乎。

軍機大臣らにこう論した。「劉藻が返答してきた総兵劉徳成の軍務執行の情況と、各營兵員の選抜異動に関する二件の奏摺は、軍隊指揮のやり方がデタラメであるというだけでなく、報告してきた事実関係にしてもみな明晰を欠いている。たとえば摺内では、総兵劉徳成は事前に予防措置を講ずることができなかつたばかりか、（ことが起こつた後）すぐさま報告して、部隊を出動させ逆賊を討伐することもせず、そのため匪賊どもがほしいままに暴れまわるといふ事態を招いた、と称している。総兵は一方の軍事責任者であるのに、早くから備えをしておくこともできず、またただちに事をありのまま報告しなかつたというのは、もとより逃れることのできない罪であるが、地方にこのような重大事件が起きながら、すべて総兵まかせにして、自分は何もせず他人事のような態度で、まったく調査しようともしない、というのはいったい誰の落ち度なのか。こうして見てくると莽匪が敢えて辺境で勝手放題にし、官兵に手向かうのは、地方官が常日ごろからことを未然に防ぐことができず、しだいしだいに事端を形成したものに相違なく、問題を引き起こしたのは一日二日のゆえではないのであれば、現在任務をうまく果しえないでいる総兵のみのせいにするなどどうしてできようか。

又據稱省兵六百名、除前回普洱思茅四百五十五名之外、連日又有續到者。前劉藻奏省兵高世德等、自猛往失事回至思茅之時、朕即降旨、謂此未回之一百餘名、安知非亦係敗逃藏匿、今果不出朕所料。可見伊等渡整控江時、徒手散行、全無紀律、突遇賊人衝出、星散逃奔。是前此打仗受傷之說、益不可信。綠營狡詐伎倆、實不能逃朕洞鑿。

彼の奏摺にまた称するよう、省兵六百名のうち、さきに普洱の思茅にもどつてきた四百五十五名のほか、連日來またさらに帰還してきた者がおります、と。さきに省兵高世徳らが猛往で敗北をこうむつて思茅にもどつてきたのを劉藻が上奏してきた時、朕はすぐに旨を降し、このままだもどつていない一百余名というのは、これまた敗走して隠れ潜んでいる者なのではないかと言つたが、今はたして朕が思ったとおりでであつた。彼らは整控江を渡る時、まったく紀律というものがないまま、武器も持たずにばらばらに進み、いきなり賊の襲撃に遭つて、散り散りに逃げ出した、ということが分るではないか。つまり前に言つていた戦闘によつて負傷したという話は、ますます信じがたい。綠營のずるがしこい手管も、決して朕が洞察を逃れられはしないのだ。

(一)「省兵」はふつう「某省兵丁」とか「某省兵若干」といった形で用いられる文字であるが、ここでの「省兵」が「滇(雲南)省兵丁」の意であるとは考えにくいだろう。また上で見た乾隆三十一年二月壬寅上諭に引く劉藻奏摺ではこの「省兵」を「官兵」として、それなら単に正規兵の意にすぎず、別に問題はない。しかるにここではなぜ「省兵」と言い換えているのか、今のところ未詳。

劉藻則受其愚而不覺耳。且摺内祇稱省兵六百名、並未聲明何項兵丁、而續回實有若干人之處、亦未詳悉申敘、尤屬含混。至所稱廠棍漢奸、雜入莽匪滋擾、於軍務甚有關係。此輩俱係內地民人、膽敢附入外夷、勾引滋事、實屬罪大惡極。若不盡法處治、以示懲創、何以申國法而儆兇頑。現在楊應琚奉命前往、辦理莽匪、其雜入之廠棍漢奸、務須搜剔根株、俾惡黨均伏顯誅、不可稍存姑息。而縱容若輩、得以混入莽匪為亂、亦必有應任其咎者。並將劉藻摺内未能詳晰各情節、一併查明具奏。著將此傳諭楊應琚、嚴查參究。

劉藻は彼らにたばかられながら気がついていないのである。しかも奏摺の内てただ省兵六百名とのみ称して、それがどの項目の兵員なのかをまったく述べておらず、また続いてもどってきた者が実際に若干名いるという点についても、その内容

を詳しく述べていないのは、とりわけ曖昧である。彼が述べている廠棍(銅廠のゴロツキ?)や漢奸(漢人で「莽匪」の側に付いている者)が莽匪に紛れ込んで騒動を引き起こしているというのは、軍務にとつて非常に重大な問題である。この輩はみな内地の民でありながら、あるうことか外夷に加わり、彼らを引き入れて騒ぎを起しているというのは、まことにこれ以上ない罪悪であり、もし法のかぎりに処罰して懲らしめないならば、どうして国法を明らかに凶悪な者どもを戒められよう。今、楊應琚は命を奉じて任に赴き、莽匪に対処しようとしているが、彼らのうちに紛れ込んでいる廠棍や漢奸については、つとめて徹底的にあぶり出し、悪党をばことごとく公開処刑としなくてはならず、わずかでも手を緩めるようなことがあってはならない。またこうした連中を取り締まらず、莽匪のうちに入り込んで騒乱を引き起こすような事態を招いたことについても、必ずやその責任を問われる者が出てこよう。劉藻の奏摺のうち明晰でない諸点と併せ、ともにはつきり調べ上げて上奏せよ。以上のとおり楊應琚に命を伝え、きびしく調査して糾弾追及させよ」と。

(一)「廠棍」が何の謂いなのか、確かなことは未詳ながら、あるいは

銅廠（銅精鍊工場）労働者のゴロツキ、という意味なのかもしれない。元明以来、雲南は中国におけるもっとも主要な銅生産地であり、清代になれば省外から多くの「内地民人」労働者がやってきたのであるが、なかには劣悪な労働条件に耐えかね、「外夷に附入」した者もいたことであろう。そうした人々は一定の集団を形成していて、ために清朝側は彼らを単なる「漢奸」と區別し、特に「廠棍」と称したのではないか。

（八）乾隆三十一年二月戊午（十八日）

又諭曰、劉藻等於攻勦莽匪一案、種種辦理不善、已屢經降旨飭諭。今日又據劉藻奏覆該處情形二摺、其含糊紕繆之處尚多。如所稱達啓即遵諭旨、親赴軍營督勦之語、不但劉藻不知事體輕重、即達啓亦大不是。達啓身任提督、且係滿洲、遇地方有攻勦逆匪之事、自應統率弁兵、身先奮往、豈有俟旨始行之理。試問伊前此安坐何處、所辦何事、而必待朕之降旨督促耶。至參將何瓊詔等、以徒手散行、漫無紀律、遇賊衝出、逃竄潛歸、是其罪無可追處。

また論してこう述べた。「劉藻らが莽匪に対する攻撃掃蕩の一件において、あれもこれもうまく処理できなかったことについては、すでに何度も諭旨を降して警戒した。今日また劉藻が彼の地の情勢につき返答してきた二摺を見るに、そのう

ちには曖昧に言葉を濁したり誤りを犯しているところが多。たとえば「達啓はただちに諭旨にしたがい、自ら軍營に赴き討伐を指揮した」などと言っているが、これは劉藻がことの軽重をわきまえていないというだけでなく、達啓の方もまるでなっていない。達啓は自らが提督の任にあり、しかも滿洲人であれば、地方において逆賊を攻撃討伐するという事態に遭遇した際には、当然のこととして部隊を率い、率先して勇往前進しなければならず、どうして旨を待ってはじめて出撃するなどということがあろう。考えても見よ、これまでも彼がどこに落ち着き、何をするかにつき、必ず朕が諭旨を降し督促してからそうする、などということがあつたか。参將の何瓊詔らに至っては、武器も携帯せず気ままに出ていき、まったく紀律をないがしろにしたあげく、賊から突然の襲撃を受けるや、なりふり構わず逃げ出してこっそり帰ってくるなど、その罪は逃れようのないものである。

乃劉藻始終深信綠營控飾之詞、謂其貪功失事、於伊等情罪全屬相背、尤為憤憤。如果貪功輕進、方當嘉其勇往、豈肯均置重典耶。前降諭旨甚明、劉藻此時、諒亦悟從前查辦之舛誤矣。又奏孟連土司地方、上年時有莽子往來、查據刁派先稟稟

内、有先係緬甸支裔之語。<sup>②</sup>此在滇九載以來、未之前聞、是以無憑具奏。而現在莽匪猖獗、其中不無勾結串通情弊。是以奏請飭行藩臬兩司、徹底根究。<sup>①</sup>嗣因該土境正在莽匪滋擾、又札兩司、緩其提訊等語。所奏俱不甚明晰。劉藻即未嫻軍旅、籌畫非其所長、何至心神失據、於章奏敘事、亦不能了了耶。

しかるに劉藻は綠營士官がごまかして申し立てる言葉を終始信じ込んで疑わず、彼らは功を焦って敗北を喫したなどといひ、この実情およびその罪とまったく背馳してしまっているのはとりわけ愚かしい。もしも功を焦って軽々しく前進したのであれば、まさにその勇敢に突き進んだ点を評価すべきであって、どうして彼らをみな重く処罰したりしようか。さきに降した論旨はこのことを十分明らかにしており、今では劉藻もこれまでに行なった取り調べの誤りを理解したことであろう。彼はまたこのように報告してきた「孟連土司ではこの何年か折にふれ莽子が往き来しており、調べたところ刁派先が上した報告文書の中に、先祖は緬甸国王の傍系子孫である、という語がありました。ただそのようなことは雲南に来て以来の九年間ずっと聞いたことがなく、それで上奏しようがなかったものであります。しかしながら今は莽匪が好き放題

に暴れており、その背景には（孟連土司と莽匪が）氣脈を通じてこっそり手を結んでいるという問題もなくはないようなので、それで上奏して布（政）按（察）兩司に命じ、徹底的に調査を行なわせることをお願いいたしました」と。だが続いて「当該土司の境界地帯はちょうど莽匪が騒ぎを起こしている最中なので、また布按兩司に命じ、土司に対する尋問を延期させました」とも言ってきて、その述べるところはいずれもすこぶる明晰を欠いている。劉藻は軍事には慣れておらず、作戦を練ったりすることは彼の得手でないとしても、どうして頭はぼんやり、上奏文で事柄を説明することさええちらんとこなせない、といったことになるのか。

（一）「情罪」という語を『漢語大詞典』で引いてみると、ただ「情」という解釈が記されるのみである。つまり「その罪のありさま、内容」といった意味だとしていっているわけで、これを日本語で表記すれば、「罪状」とするのが一般的であるだろう。しかしたとえば「大明律」刑律・訴訟「教唆詞訟」の条には「増減情罪」という句があるが、「罪情」（罪状）を増減する、というのはおかしい話でなからうか。

ならば「情罪」とは何の謂いかと言えば、『明律国字解』はこの句を説明して「情罪は罪なり。罪のあたりまへを罪と云。あたりまへの外に心入のにくきあり、心入の少し用捨すべきあり、是を情と云」と述べている。つまり情は考慮すべき事情、実情のこ



と、情罪とは背景にある事情とその罪、といったことになる。『大清律』の同じ条文につき、沈之奇『輯註』が「増入本無之罪、減去実有之情」と説明するゆえんである。よって、ここでは「情罪」を罪情、あるいは罪状とは訳さず、敢えて「この実情およびその罪」としておいた。なお「於伊等情罪」の「於」は「与」に同じ。

(2) 孟連土司がしきりに緬甸と行来していること、および刁派先が「緬甸支裔」であるというのは、すでに見た乾隆三十一年正月丙戌(十六日)上諭の中に「該撫(常鈞)所奏、孟連土司刁派先係緬甸国支裔、应襲土司之刁派新、時与緬甸往来」として見えている。このことにつき乾隆帝は「従前該督撫等何以並未奏聞」と責めたので、劉藻は雲南に来て以来そんなことは聞いたことがなく、真偽不明の曖昧な情報を上聞するわけにはいかなかった、と弁明しているわけである。

ただし孟連土司が「緬甸支裔」であるというのは本当のようで、趙翼『皇朝武功紀盛』三、平定緬甸述略には「(乾隆)三十年、莽紀寛死、其弟憎駁嗣、即今緬西也。三十一年、賊復索幣於我孟連土司。相伝孟連之先、本緬支子、有緬酋所賜象及金刀為重器、每替襲必封上旧所賜、而更請新者。至是刀派先嗣、緬西遣人來索旧物」とある。「相伝」であるから確実とは言えないにせよ、その話を裏付ける慣習も記されているので、少なくとも広く信じられていた伝承ではあったに違いない。

なお「稟稟」の「稟」は「稟報」「稟告」(下級から上級へ報告する、またその報告書、「稟(稿)」「稟(稿)案(公文書ないしその底稿)の意であろう。よってこの「刁派先稟稟」に対しては、「刁派先が上した報告文書」という訳をつけておいた。

(3) 劉藻が「在滇九載以来」と言っているのは、雲南巡撫に任じられたにやっってきたのが乾隆二十二年七月、同二十九年六月に雲

貴総督に昇任(『清代職官年表』による)し、今三十一年初に至るまで九年の間、ずっと雲南にいたため。

(4) この「飭」と下文の「札」はともに「命ずる」ということで、その意味に格別の相違はない。このことについては、『清国行政法』第一巻第二編の概論に「飭トハ上級官庁カ下級官庁ニ対シテ発スル訓令ニシテ、又札飭、或ハ札諭トモ云フ。批答ト同シク……下級官庁ハ均シク遵奉ノ義務ヲ負フ。唯批答ハ下級官庁ノ伺、又ハ認可申請アリテ始メテ之ヲ発スルニ反シ、飭ハ上級官庁カ職權ニ依リテ当然之ヲ発」する、とあるのを参照。なお「飭行」の「行」は「行文」、文書を送るの意。

其庸懦無能之處、如前次聞猛往失事之信、遽由思茅退回普洱。幸而莽匪蠢野無知、不過騷擾土司邊境。若窺見伊等如此餒怯、則普洱思茅一帶、能保無疏虞乎。即此、則糊塗不能勝任、已可概見。此事總非劉藻所能辦理。著將二摺鈔寄楊應琚閱看。於到任後、逐一悉心查辦、據實覆奏。尋奏、三月初八日、行抵雲南省城。所有沿途節次接奉廷寄、當逐一悉心查辦。務得確情、不敢稍有不實不盡。得旨、覽、但不存迴護已往不究之意、自然能實能盡。

彼が臆病で無能であるというのは、たとえばさきに猛往が破られたという知らせを聞くや、すぐに思茅から普洱に引き下

がろうとしたことがそれである。さいわい莽匪は愚かにして野蠻無知で、土司の境界地帯を騒がすだけであつたが、もし劉藻らがこれほどに意気地なしであると見抜いておれば、普洱・思茅の一带は大丈夫でなかつたかもしれないだろう。このことだけでも、彼が事をわきまえず総督の任に堪えないことはおおよそ了解されよう。この案件は要するに劉藻の処理しうるところではない。二通の奏摺の写しを楊応琚に送つて読ませ、着任したら一々力を尽くして処理し、ありのままに返答せよ」と。ついで楊応琚が上奏してきたことに「三月初八日、もうすぐ雲南省城（昆明）に到着いたします。これまで赴任の道中で次々と拝受した廷寄（総督楊応挙に対して送られた非公開の上諭、寄信上諭）については、一々力を尽くして処理し、つとめて確かな実情を得るようにし、わずかも事実と違つていたり何かを隠し立てしたりすることがないように致します」と。ご返答。「読んだ。すでに起こつてしまったことと庇いだてして追及しない、という考えを懐きさえしなければ、おのずと事実どおり隠し立てなどなしとなりえよう」。

（一）「廷寄」とは軍機処より関係官に送付される非公開の「寄信上

諭」を謂い、内閣より広く一般に発布される「明発上諭」と対をなす。趙翼『簞曝雜記』一、廷寄に云う「軍機処有廷寄諭旨。凡機事慮漏泄、不便發抄者、則軍機大臣面承後、撰擬進呈、發出即封入紙函、用辦理軍機處銀印鈐之、交兵部加封、發駟馳通。……此例自雍正年間始」と。また梁章鉅『樞垣記略』十三に云う「軍機處繕寫諭旨之式、凡特降者、曰内閣奉上諭、因所奏請而降者、曰奉旨。……述旨（撰述諭旨）、軍機處の諭旨擬稿。『簞曝雜記』一、軍機處撰擬之速を参照。發下後、即交内閣伝鈔、謂之明發。其諭令軍機大臣行、不由内閣伝鈔者、謂之寄信、外間謂之廷寄。……徑由軍機處封交兵部捷報處通往」と。趙梁両氏の言うところを見れば、もつて「廷寄（寄信）」の何たるかを知ることができよう。

（いのうえ すすむ 名古屋大学大学院人文科学研究科名誉教授  
かとう くみこ 名古屋大学大学院人文科学研究科教授）



